公 売 公 告 兼 見 積 価 額 の 公 告

一宮市告示第　571　号

下記により差押財産の公売をするので、地方税法の規定によりその例によることとされている国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和 7 年 12 月 15 日

一宮市長　　中 野 正 康

売却区分 番　号	公　売　財　産 名称・性質・所在・その他	数量	公売保証金(円)	見積価額(円) (最低入札価額)
H1	別紙のとおり	1	180,000	1,800,000
	以下余白			

公 売 方 法		インターネット公売による入札	
公 売 日 時	入札	公売参加申込期間	2026年1月8日　13時00分から 2026年1月26日　23時00分まで
		入 札 期 間	2026年2月2日　13時00分から 2026年2月9日　13時00分まで
	開札	2026年2月9日　13時30分	
公 売 場 所		紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上	
売 却 決 定	日時	2026年3月2日　14時00分　※延長される場合があります（別紙その他の公売条件参照）。	
	場所	一宮市役所　本庁舎3階　財務部納税課	
代 金 納 付 期 限		2026年3月2日　14時30分　※延長される場合があります（別紙その他の公売条件参照）。	
買受人の資格要件		インターネット公売システム上に掲示する一宮市インターネット公売ガイドラインのとおり	

その他事項

1 公売財産の入札をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。
2 公売保証金納付後でなければ、入札することはできません。
3 一度行った入札は、変更又は取消しできません。
4 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認められるときは公売を中止します。
5 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。なお、最高価申込者決定時においては、KSI官公庁オークション ログインIDを最高価申込者氏名とみなします。
6 入札による公売については、最高価額の入札者が複数あるときは、開札日のうちに、それらの者による追加入札を行います。追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で入札したものとみなします。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじ（自動抽選）により最高価申込者を決定します。
7 入札による公売については、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金額を控除した金額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込制度の適用があります。ただし、次順位買受申込制度の適用は、入札時に申出た者に限ります。なお、次順位買受申込者決定時においては、KSI官公庁オークション ログインIDを次順位買受申込者氏名とみなします。
8 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたときは、売却決定を取消します。
9 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取消します。この場合、公売保証金は市に帰属します。
10 公売財産の公売に伴う危険負担の移転の時期は、当該財産の買受代金の納付があったときとします。なお、許可または承認を必要とする財産はそれを得たときとなります。また、引渡しを行う財産については、買受代金納付時点の現況有姿により引渡します。
11 市は公売財産について契約不適合による担保責任を負いません。
12 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムの不具合等により公売を中止することがあります。
13 入札者等が自己に関わる情報等を第三者に知られ、もしくは不正に使用される等により損害を受けた場合、一宮市は何ら補償しません。
14 公売参加申込期間および入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのメンテナンス等の期間を含みません。

配当を受ける者の権利の申出について

上記公売財産の換価代金について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を一宮市長まで申し出てください。

その他の公売条件	
暴力団員等に該当しないこと等の陳述	不動産の入札等をしようとする者は、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札等をすることができません。また、宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書の写しを別途提出してください。 （国税徴収法第99条の2、第106条の2、国税徴収法施行規則第1条の2、第1条の4）
入札による最高価申込者の決定	最高価申込者の決定は、入札書の入札価格欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ最高の価格である者に対して行います。 （国税徴収法第104条）
買受人の制限	公売保証金の提供を要する場合で公売保証金の提出がないとき、その他公売公告の条件に違反した場合又は国税徴収法第92条及び第108条の規定により買受人となることができない者は、公売財産を買い受けることができません。
追加入札と抽選	買受人となるべき最高価申込者が2人以上ある場合には、同価の入札者間で追加入札をして最高価申込者を定め、追加入札の価格がなお同価のときは、抽選をもって最高価申込者を決定します。なお、追加入札する場合の公売保証金については、当初に提出した公売保証金をもって充当しますから再度提出する必要はありません。 （国税徴収法第104条）
追加入札と棄権	追加入札をすべき者が棄権したとき、棄権した者については、当初の入札価格をもって入札があったものとみなします。
抽選と棄権	抽選をすべき者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして代わってくじを引かせます。
再度入札	入札に際して入札者（せり買申込者）がない場合には又は見積価額に達した入札者がない場合には、引き続き再度入札を行うことがあります。 （国税徴収法第102条）
入札者の制限	入札者が一度提出した入札書は、引き替え、変更又は取り消しをすることができません。 （国税徴収法第101条）
開札の方法	入札書は、入札者の立会いのうえ、その面前で開札します。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないとき、又はいても立ち会わないときは、納税課所属の他の職員を立ち会わせて開札します。 （国税徴収法第101条第3項）
調査の嘱託	収集した個人情報は調査の嘱託及び公売実施の適正化のための措置等を行うことを目的として利用します。 （国税徴収法第106条の2、第108条）
不動産の売却決定日時及び買受代金納付期限の延長	不動産の売却決定日時までに、買受人等が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合、売却決定日時及び買受代金納付期限はその結果が明らかになった日時に変更されます。 （国税徴収法第113条、第115条、国税徴収法施行規則第1条の6）
最高価申込者決定の取り消し	国税徴収法第92条及び第108条の規定に該当する者が入札をしたときは、その入札がなかったものとしてその決定を取り消すことがあります。

その他の公売条件	
売却決定の取り消し	買受人が買受代金を納付期限までに納付しないとき、又は買受代金を納付する時までに納税者が滞納市税等を完納したとき、及び買受代金納付後でも売却決定を取り消すべき理由があるときは、売却決定を取り消します。 （国税徴収法第115条、第117条）
売却代金を納付しない場合の保証金の帰属	最高価申込者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金はその公売に係る市税等に充当します。なお、国税徴収法第108条の規定により最高価申込者の決定又は売却決定を取り消されたときは、市に帰属します。
権利移転の時期	買受代金完納の時とします。 （国税徴収法第116条）
引き渡しの方法	市役所又は公売場等に引き揚げた財産は、買受代金納付と引き換えに現物を引き渡します。その他の動産については、買受人は買受代金完納後、保管者から直接引き渡しを受けてください。もし、保管者が現物の引き渡しを拒否しても市は引き渡しの義務は負いません。 （国税徴収法第119条）

売却区分番号	H1	見積価額 （最低入札価額）	1,800,000 円
		公売保証金	180,000 円

公売財産

1　一棟の建物の表示

所　　在　　一宮市奥町字貴船　40番地1、56番地、57番地

構　　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根5階建

床　面　積　　1階　52．96㎡　2～4階　293．90㎡

5階　195．14㎡

専有部分の建物の表示

家屋番号　　字貴船　40番1の18

建物の名称　　C－3

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造1階建

床　面　積　　3階部分　50．79㎡

建築年月日　　昭和49年7月5日

2　土地の表示

所　　在　　一宮市奥町字貴船

地　　番　　40番1

地　　目　　宅地

地　　積　　425．23㎡

持　　分　　1万分の574

3　土地の表示

所　　在　　一宮市奥町字貴船

地　　番　　56番

地　　目　　宅地

地　　積　　92．56㎡

持　　分　　1万分の574

公売財産	4　土地の表示 所　　在　一宮市奥町字貴船 地　　番　57番 地　　目　宅地 地　　積　20．16㎡ 持　　分　1万分の574 5　土地の表示 所　　在　一宮市奥町字貴船 地　　番　68番2 地　　目　宅地 地　　積　2．00㎡ 持　　分　1万分の574

公売財産の概要及び利用状況等の内容	・上記公売財産を一括交付します。 ・地目、地積、建物の種類、構造、床面積及び建築年月日は登記事項証明書によります。 ・名古屋鉄道「奥町」駅の北西約500m（道路距離）に位置しています。 ・用途地域：準工業地域　建ぺい率：60%　容積率200% ・防火・準防火地域には指定されていませんが、建築基準法第22条指定の区域となっています。（「建築基準法第22条指定の区域」とは、屋根や外壁の構造は不燃材で造る等防火上の制限が課せられる区域のことです。） ・間口：約16m　奥行：約36m　土地の形状：ほぼ整形 ・北側は幅員約2．5mの舗装市道、南側は幅員約7．3mの舗装市道にほぼ等高で接面しています。 ・上水道接続あり。下水道接続なし。都市ガス整備。 ・水防法の規定に基づき市町村長が提供する3種類のハザードマップ（洪水・内水・高潮）のうち、洪水・高潮のハザードマップ上に公売財産の所在地が含まれています。なお、内水のハザードマップは作成されておりません。一宮市ウェブサイトにおいて、洪水・高潮ハザードマップを確認できます。ハザードマップの内容については、今後変更される可能性があります。 ・公売財産の買受人は、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、未納管理費等の一切の権利義務を承継します。 ・2025年11月30日現在、管理費等は以下のとおりです。 管理費　月額8，000円、組合加入費　30，000円 管理組合　コーポ貴船管理組合（管理委託会社なし） 未納管理費：496，000円（令和2年10月から令和7年11月現在） ※令和2年9月分までの管理費については、相続財産清算人によって消滅時効の援用がされています。 ・ペットの飼育は規約で禁止されています。 ・室内は使用・経年劣化による変色、傷等があります。 ・DKに消火器とポリタンクが3個あり、内1個には液体が入っています（内容物は確認していません）。 ・洋室のベランダに電気温水器が設置されていますが、動作確認はしていません。 ・家具・家電・生活用品が残置されています。 ・2025年11月30日現在、居住者はいません。 ・玄関の鍵は、相続財産清算人が保管しています。

公売財産の概要及び利用状況等の内容	・公売財産内の動産については、相続財産清算人から処分に対する同意書が提出されていますが、全て買受人の責任により適法に処分等をする必要があります。 ・一宮市は公売財産の引渡義務を負いません。占有者等に対しての明渡請求や公売財産上にある動産の処理などは、買受人の責任において行うこととなります。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・一宮市は公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、担保責任等を負いません。 ・公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 ・掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。

売却区分番号	Ｈ１

物件の所在地

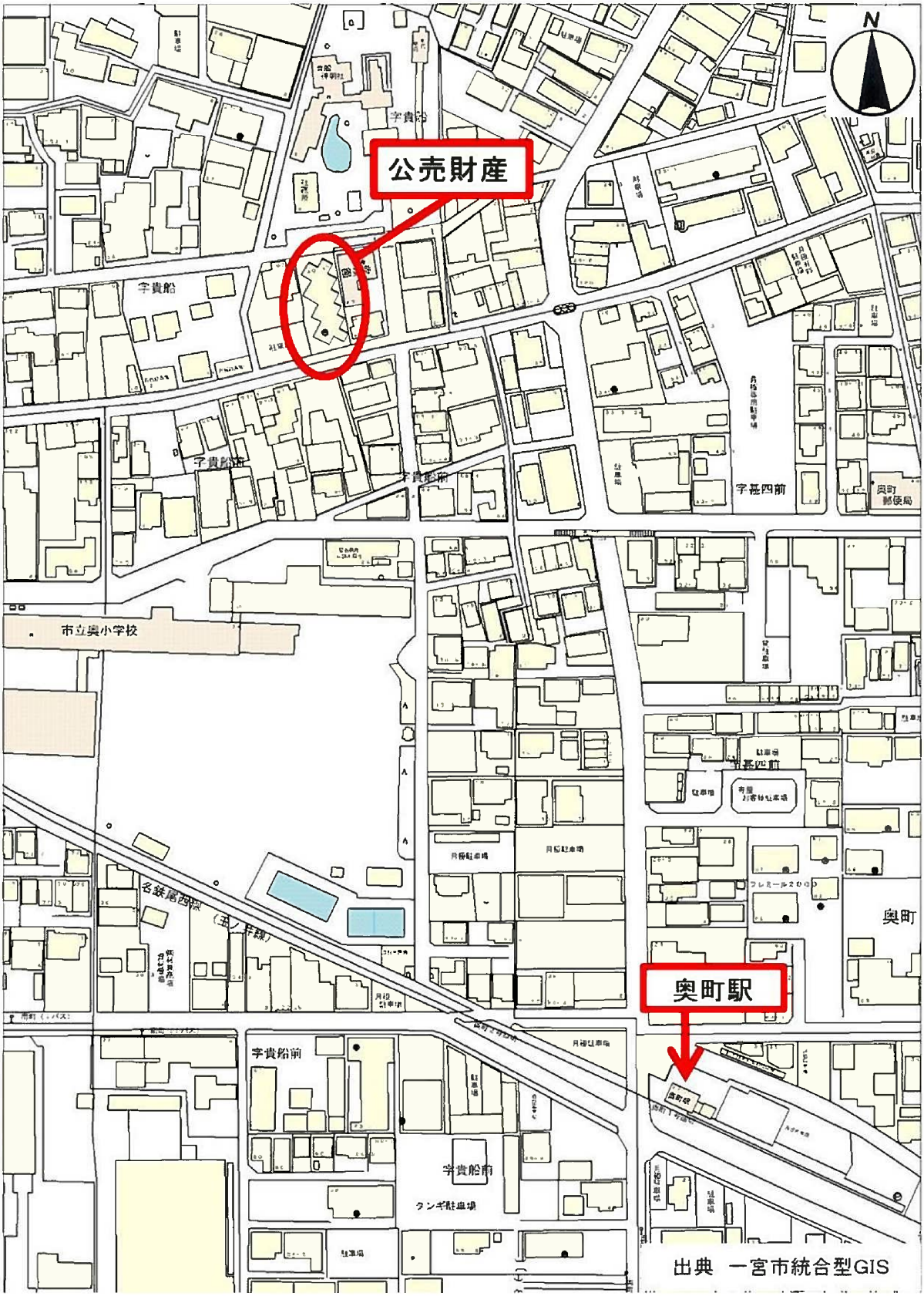

売却区分番号	Ｈ１

公図

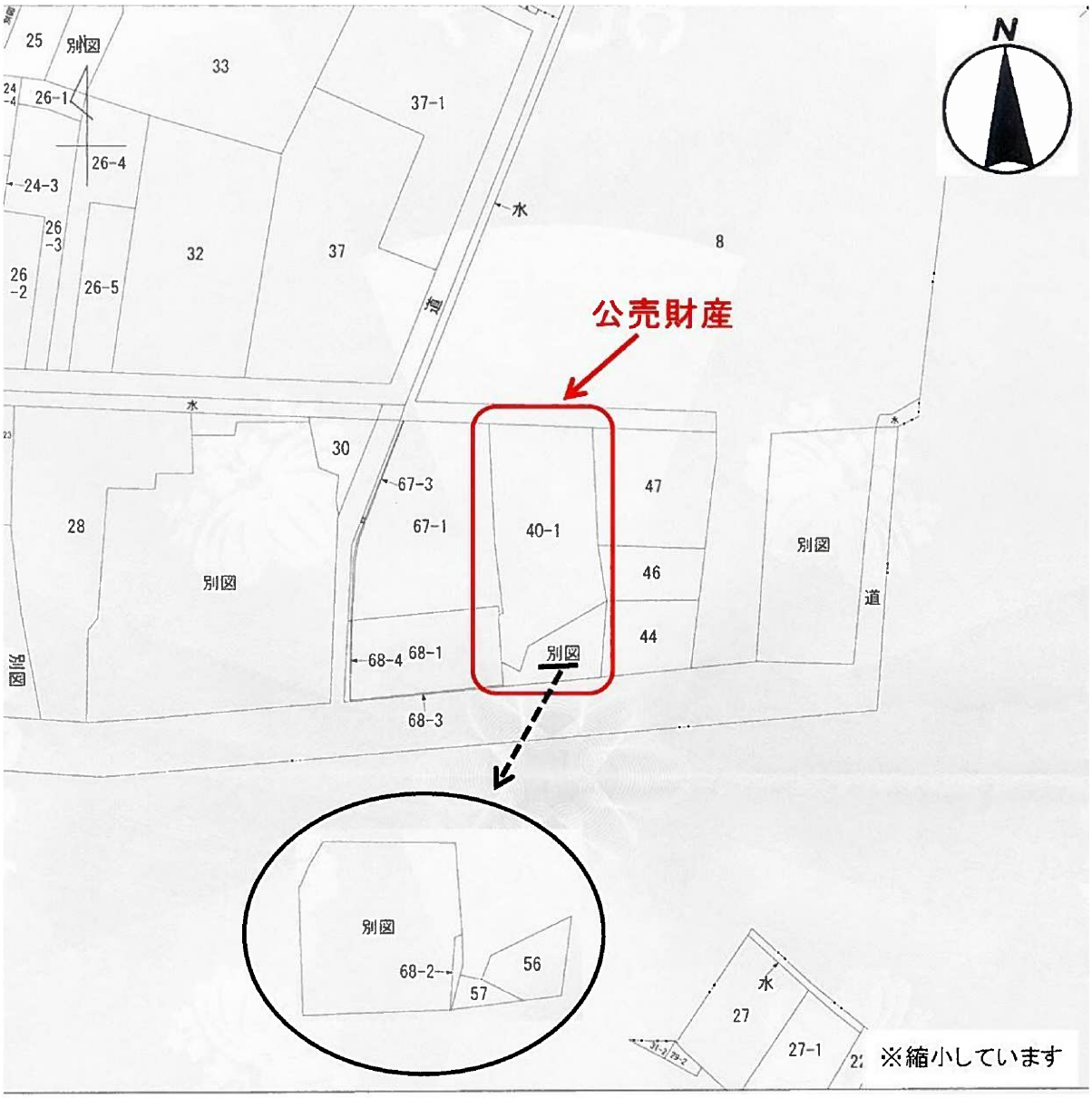
N
公売財産
別図
33
37-1
26-1
26-4
24-3
26-3
26-2
26-5
32
37
水
8
30
67-3
67-1
40-1
47
46
44
28
別図
68-4
68-1
68-3
道
別図
68-2
56
57
水
27
27-1
※縮小しています

売却区分番号	Ｈ１

建物図

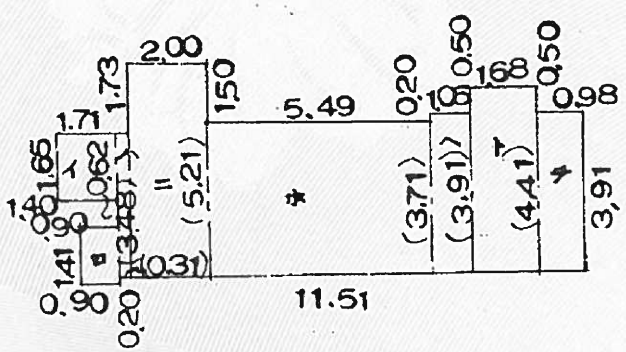

面 積 計 算

イ	1.65	×	1.40	＝	2.3100
ロ	1.41	×	0.90	＝	1.2690
ハ	3.48	×	0.31	＝	1.0788
ニ	5.21	×	2.00	＝	10.4200
ホ	3.71	×	5.49	＝	20.3679
ヘ	3.91	×	1.05	＝	4.1055
ト	4.41	×	1.68	＝	7.4088
チ	3.91	×	0.98	＝	3.8318
	合 計				50.7918 ㎡

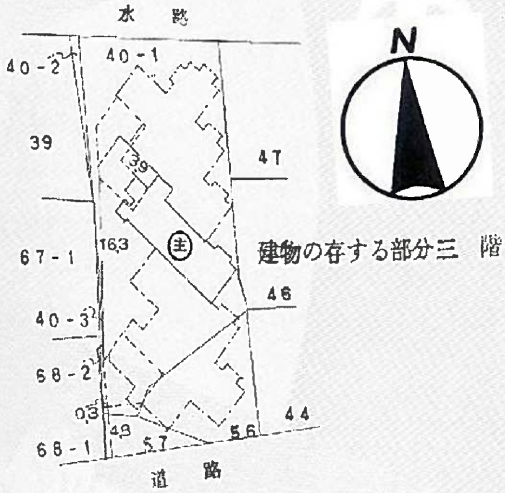

※縮小しています

売却区分番号	Ｈ１

間取図

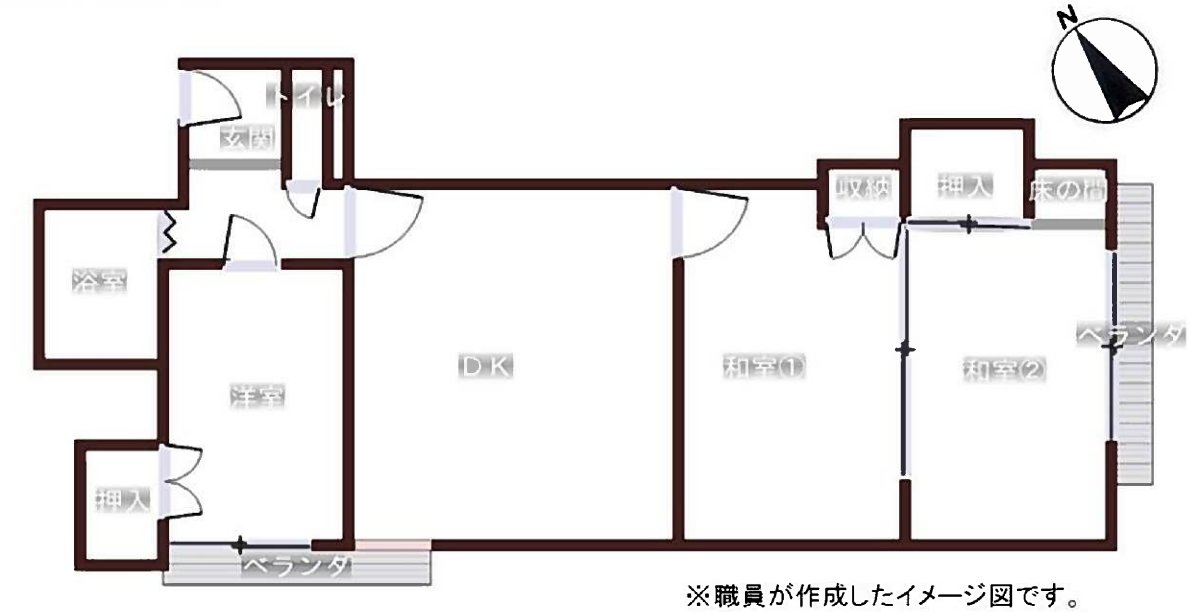

※職員が作成したイメージ図です。
実際の間取と異なる場合があります。

売却区分番号	Ｈ１

写真１　　外観

写真２　　ＤＫ

売却区分番号	Ｈ１

写真３　　ＤＫ

写真４　　ＤＫ（キッチン）

売却区分番号	Ｈ１

写真５　　洋室

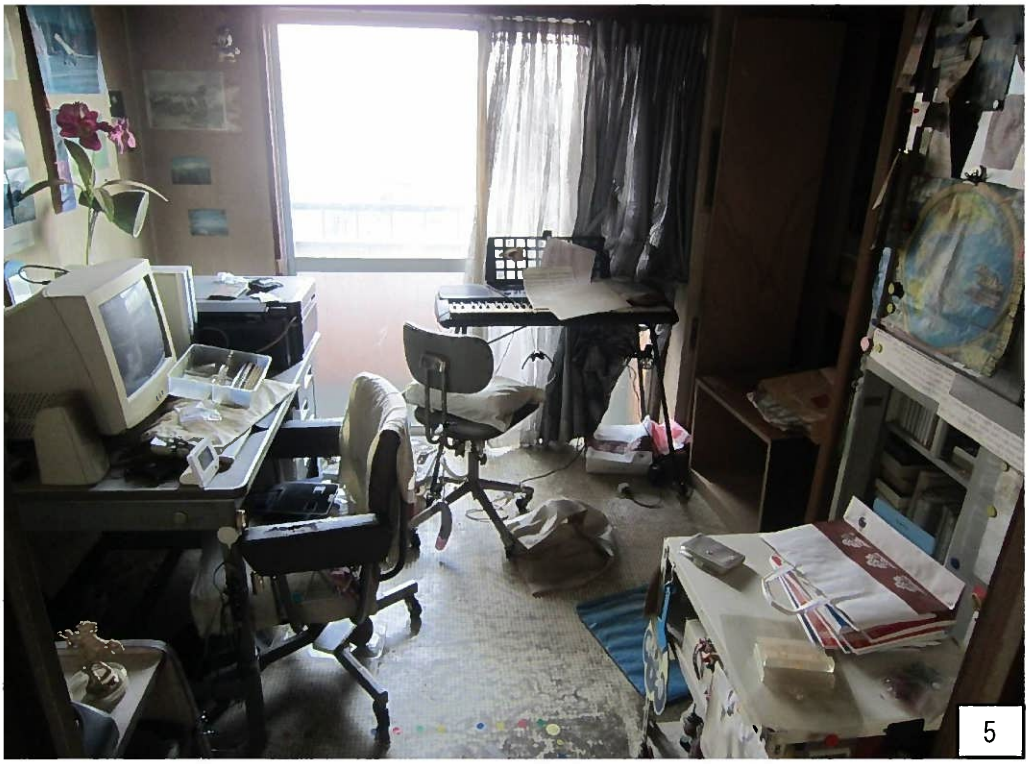

写真６　　温水器

売却区分番号	Ｈ１

写真７　　和室①

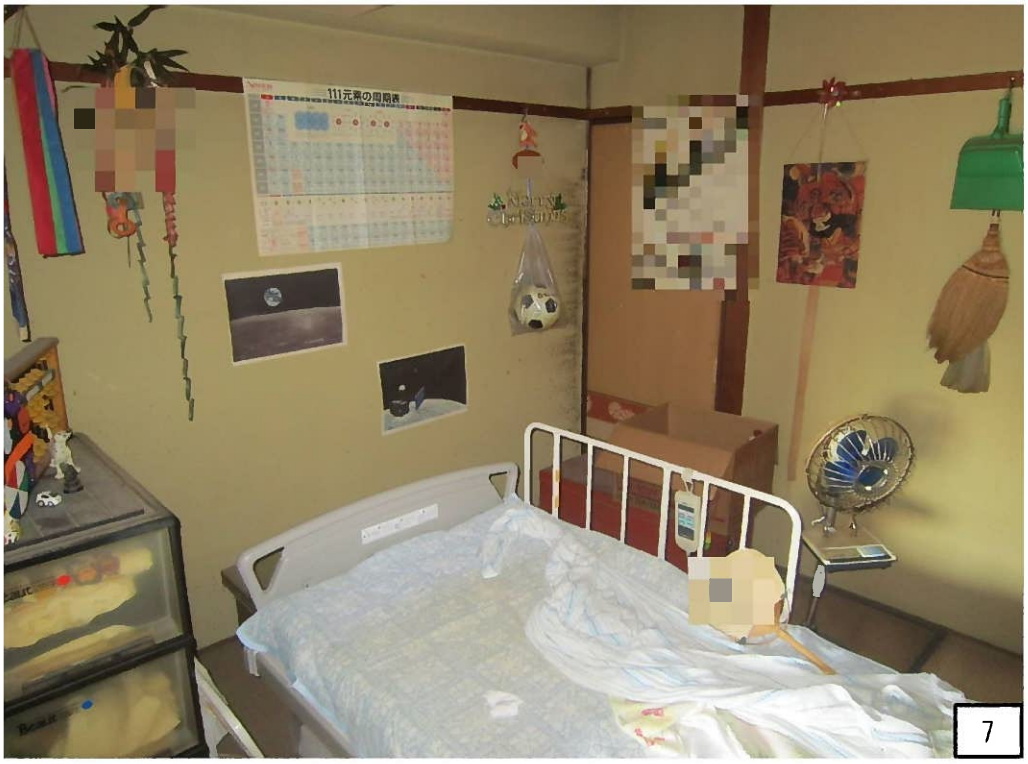

写真８　　和室①

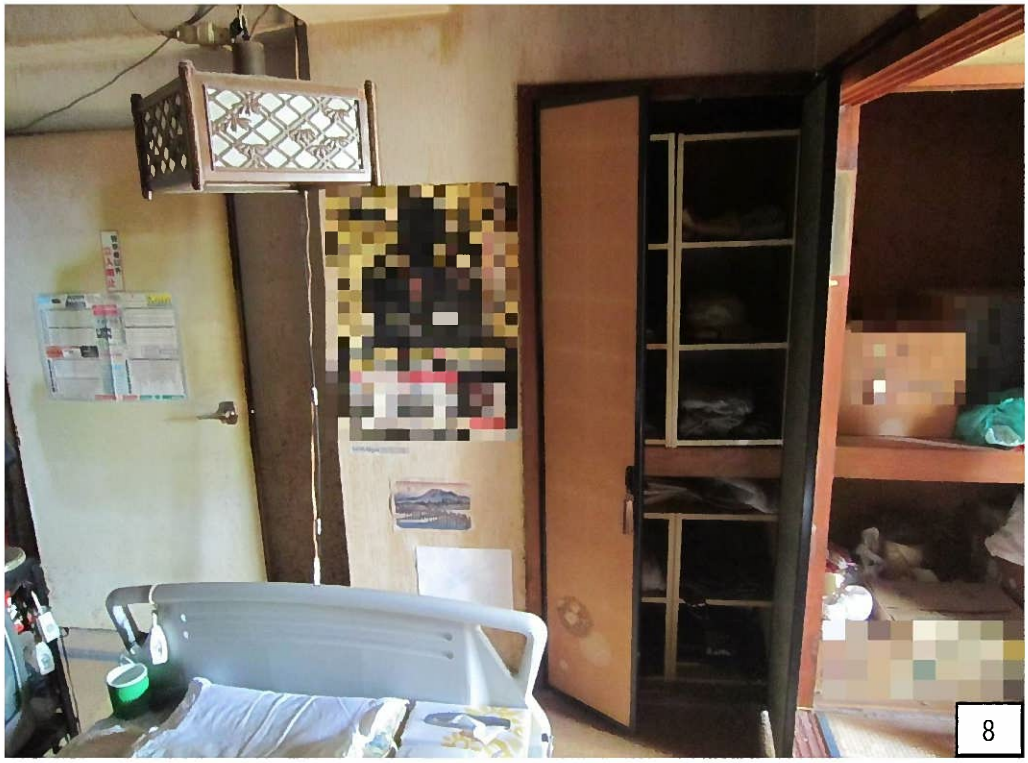

売却区分番号	Ｈ１

写真９　　和室②

写真１０　　和室②

売却区分番号	Ｈ１

写真１１　　和室側ベランダ

写真１２　　玄関

売却区分番号	Ｈ１

写真１３　　浴室

写真１４　　トイレ